

事 務 連 絡
平成30年9月6日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局教科書課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒の携行品に係る配慮について

児童生徒の携行品の重さや量への配慮については、従来から様々な取組を行っていただいているところですが、授業で用いる教科書やその他教材、学用品や体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、今般、各学校における実際の工夫例を別紙のとおり作成いたしました。

教科書やその他教材等は、宿題や予習・復習などの家庭での学習課題を適切に課す等、家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものです。

各学校においては、このような重要性を踏まえつつ、教科書やその他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、また、何を学校に置くこととするかについて、保護者等とも連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して判断いただいていると考えておりますが、別紙の工夫例を参考とされるなど、児童生徒の携行品の重さや量について改めて御検討の上、必要に応じ適切な配慮を講じていただきますようお願いいたします。

このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、十分周知するようお願いいたします。

児童生徒の携行品に係る工夫例

【日常的な教材や学習用具等について】

- 宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めている。
- 同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、予め数日に分けて持ってくるよう指導するなど、児童生徒に教材等を使用する見通しを明らかにして、携行品の分量が特定の日に偏らないようにしている。
- 教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて、特別教室内の所定の場所に置くことにしている。
- 書写の授業があった際には、汚れた筆は持ち帰ることにしているが、その他の用具は学校に置くことを認めている。
- 部活動の用具のうち、個人が所有するものについて、鍵のかかる部室やロッカーであれば、置いて帰ることを認めている。

【学期始め、学期末等における教材や学習用具等について】

- 学期末に持ち帰る学習用具の中で大きいもの（水彩道具、習字道具、鍵盤ハーモニカ、裁縫道具等）については、1日1つになるよう計画的に持ち帰るとともに、給食エプロンや体操服、上靴などを持ち帰る金曜日に重ならないよう指導している。
- 学校で栽培した植物等を持ち帰る場合、児童の状況等を踏まえ、保護者等が学校に取りに来ることも可能にしている。
- 夏季における休業日明けの始業日は、通学時の携行品が多くなることから、夏季休業中の登校日等に宿題や学習用具の一部を持ってくることにしている。
- 道具箱については、学期末に保護者が集まる際に、不足を確認し、補充をお願いすることで、持ち帰らなくてもよいことを認めている。

【その他留意している点について】

- 児童生徒の持ち物について、盗難防止等の観点から、放課後は施錠するようにしている。
- 教材等について、置いて帰ってもよいものについては、年度当初にリストを配布して児童生徒に周知している。
- 日頃から学校に置いていくことを認めているものや学期末に持ち帰るものについて、学年通信等の文書で保護者に連絡し、周知している。

平成30年度教育総務課事業進捗状況管理表

事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 保幼小中連携事業	保育士・幼稚園教諭・小学校教諭が相互の現場の実態・様子の把握ができていなかった。	相互の現場の状況と子どもの様子を把握するため、 ①小学校見学・体験研修を年1回実施する。 ②保育園見学・体験研修を年1回実施する。 ③小中情報交換を年1回実施する。	①保育園・幼稚園教諭を対象に小学校見学・体験研修を行う。 ②小学校教諭を対象に保育園見学・体験研修を行う。 ③小中特別支援担当を対象に小6の情報交換のための会議を行う。	③については、2学期中に計画。	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2 勤務時間の適正化	在校時間が月80時間を超過している教員の割合 小学校16.4% 中学校38.2% 【H29年度実績】	在校時間が月80時間を超過している教員の割合 小学校5%以下 中学校20%以下	在校時間の適正な管理 ・ICTを活用した出退勤管理の徹底	8月在校時間が月80時間を超過している割合(対前年度) 小学校0%(+0%) 中学校0%(△0%) 【9/27現在】9月在校時間が月80時間を超過している割合(対前年度) 小学校1%(△15.7%) 中学校1%(△42.6%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
3 児童生徒支援継続事業	子どもの変容に対する気づきが不足	いじめゼロ	①年3回いじめアンケート、教育相談を実施する。 ②普段から児童生徒の変化を見る目を養うため、年2回各校研修会を実施する。 ③年2回QU調査を実施する。 ・要支援群30人を目指す。	・10月にいじめアンケートを実施予定。	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4 アレルギー対応食の誤食防止事業	教員の連絡不足により誤食が1件発生したため	アレルギー誤食ゼロ	学期に1回誤食防止のためのマニュアルに基づく訓練の実施	2学期の訓練、9月1校実施。	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

平成30年度教育総務課事業進捗状況管理表

事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
—	教育振興基本計画の策定	教育振興に関する計画がない	平成31年3月末までに策定完了	<ul style="list-style-type: none"> ①作業部会の開催 ②策定委員会の開催 ③児童生徒及び保護者アンケートの実施 ④大学生等ヒアリングの実施 ⑤市民アンケートの実施 ⑥アンケート分析 ⑦地域ヒアリングの実施 ⑧パブリックコメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒(小学5年生と中学2年生)、保護者及び市民向けアンケート調査結果がまとまる。 ・9/18第4回作業部会開催。アンケート結果を参照し、中間計画案について、足りない施策、重視すべき施策、長久手らしさを出す施策について話し合いを行った。 		備考										
—	【長期計画】地域連携事業	現在、学校行事及び地域行事を協働して行うことが不十分であった。	H31年度までに地域協働推進事業本部の立ち上げ(長小校区)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域コーディネータを配置し、ボランティア活動の現状把握をする。 ②学校が必要とするボラと学校支援をしていただけるボラ団体の調整を行い地域協働本部を立ち上げる基礎をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9/16 長小除草ボランティア「さわ風隊」とともに除草作業 ・「地域学校協働本部・同推進員設置要綱」(案)を作成 		備考										